

日田市規則第13号

日田市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月28日

日田市長 椋野 美智子

日田市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

日田市学校給食費条例施行規則（令和2年規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(学校給食の申込み)</p> <p>第3条 <u>児童又は生徒の保護者</u>は、市長の指定する期日までに日田市学校給食（変更）申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、当該申込書の記載内容に変更が生じたときも、同様とする。</p>	<p>(学校給食の申込み)</p> <p>第3条 <u>学校給食費負担者（教職員その他の学校給食の提供を受ける者を除く。）</u>は、市長の指定する期日までに日田市学校給食（変更）申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、当該申込書の記載内容に変更が生じたときも、同様とする。</p>

(学校給食の停止等の届出)

第4条 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者は、当該児童又は生徒が、病気、事故その他の理由により連続して5日(日田市立小中学校管理規則(昭和32年教委規則第16号)第2条に規定する学校の休業日を除く。)以上の期間、学校給食の提供の停止を求めるときは、日田市学校給食停止・再開届(様式第2号)を市長が別に定める日までに学校を通じて市長に提出するものとする。

2 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者は、前項の規定により停止していた学校給食を再開させようとするときは、同項に規定する日田市学校給食停止・再開届を学校を通じて市長に提出するものとする。

(学校給食の実施回数)

第5条 略

(学校給食費の額)

第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、小学校にあつては月額4,900円とし、中学校にあつては月額5,500円とする。

(学校給食費の納付期限)

(学校給食の実施回数)

第4条 略

(学校給食費の額)

第5条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、小学校にあつては月額4,200円とし、中学校にあつては月額4,700円とする。

(学校給食費の納付期限)

第7条 条例第6条の規則で定める日は、別表に掲げる期別の区分に応じ、それぞれ同表の納付期限に定める日（これらの日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（学校給食費の納付方法）

第8条 学校給食費は、納入通知書により納付するものとする。

（学校給食費の調整）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の額を調整することができる。

- (1) 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者が、第4条の規定により、学校給食の提供を受けない旨を事前に届け出たとき。

(2)～(5) 略

第6条 条例第5条の規則で定める日は、別表に掲げる期別の区分に応じ、それぞれ同表の納付期限に定める日（これらの日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（学校給食費の納付方法）

第7条 学校給食費は、原則として口座振替の方法により納付するものとする。ただし、学校給食費負担者が、口座振替を希望しない場合は、納入通知書により納付するものとする。

（学校給食費の調整）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の額を調整することができる。

- (1) 学校給食の提供を受ける者が、病気、事故その他の理由により連続して5日（日田市立小中学校管理規則（昭和32年教委規則第16号）第2条に規定する学校の休業日を除く。）以上の期間、学校給食の提供を受けない旨を事前に届け出たとき。

(2)～(5) 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により減額すべき学校給食費の額が第6条に定める学校給食費の額を超える場合は、最終月より前の直近の月の学校給食費の額から順に、当該超える額を減額する。

4 第1項の場合において、調整する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校給食の提供を受ける者が、食物アレルギーその他の理由により、学校給食の一部を受けることができないため、当該学校給食の提供を受ける者に対して牛乳又は牛乳以外の全て（以下「給食区分」という。）のいずれかの学校給食が実施されない場合 第6条に定める額から、当該給食区分の学校給食費に相当する額を減じて得た額

(2) 前号以外の場合 第6条に定める額から、1食当たりの学校給食費に相当する額に当該学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額又は減じて得た額

（学校給食費の還付充当）

第10条 略

（督促及び延滞金）

第11条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により減額すべき学校給食費の額が第5条に定める学校給食費の額を超える場合は、最終月より前の直近の月の学校給食費の額から順に、当該超える額を減額する。

4 第1項の場合において、調整する学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校給食の提供を受ける者が、食物アレルギーその他の理由により、学校給食の一部を受けることができないため、当該学校給食の提供を受ける者に対して牛乳、パン、米飯又は副食（以下「給食区分」という。）のいずれかの学校給食が実施されない場合 第5条に定める額から、当該給食区分の学校給食費に相当する額を減じて得た額

(2) 前号以外の場合 第5条に定める額から、1食当たりの学校給食費に相当する額に当該学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けた日数を乗じて得た額又は減じて得た額

（学校給食費の還付充当）

第9条 略

（督促及び延滞金）

第10条 略

(学校給食費の減免)

第12条 条例第7条の規定による学校給食費の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定により、学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、日田市学校給食費減免申請書 (様式第3号) を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、減免の可否を日田市学校給食費減免決定(不承認)通知書 (様式第4号) により、学校給食費負担者に通知するものとする。

4 略

(委任)

第13条 略

別表 (第7条関係)

(学校給食費の減免)

第11条 条例第6条の規定による学校給食費の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定により、学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、日田市学校給食費減免申請書 (様式第2号) を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、減免の可否を日田市学校給食費減免決定(不承認)通知書 (様式第3号) により、学校給食費負担者に通知するものとする。

4 略

(委任)

第12条 略

別表 (第6条関係)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の日田市学校給食費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。